

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年9月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（昭和18年10月1日にB社とC社とが合併して設立された会社。その後、組織改編等を経て、現在は、B社とD社に分離）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、18年12月30日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から18年12月30日まで
昭和17年9月から18年12月までの間、E市区町村にあったA社F支所（昭和18年10月1日の合併以前は、B社支所。）に勤務していた。しかし、その間の、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年9月1日からA社F支所に勤務していたが、18年12月ごろに、所長から同社F支所の閉鎖を告げられた上、現在のG市区町村Hに所在した当時の下宿先が疎開道路建設のため取り壊されることになったため、同年12月29日に同社F支所を退社し、帰郷した。」と供述しているところ、B社及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立期間当時、A社F支所が実在していたことが確認できる。

また、G市区町村疎開状況図に基づくG市区町村Hの回答から、昭和18年から19年初めまでの期間において現在の同市区町村H内で疎開道路の建設があったことが確認できることなどから、申立人の申立期間当時の記憶は信憑性が高く、申立人は申立期間においてA社F支所に勤務していたことが認められる。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿、労働者年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和17年9月1日、資格喪失日欄が空欄）が確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚について昭和17年11月1日から24年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

また、前述の被保険者名簿に記載された申立人を含む多数の者について、資格喪失日に係る記載が無いことが確認できるところ、前述の、退職に係る申立人の具体的な申立内容、同僚の供述及びG市区町村Hの回答などから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和18年12月30日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるとともに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は18年12月30日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 15 日から 49 年 7 月 16 日まで
昭和 48 年 6 月 15 日から 49 年 7 月 15 日までの間、A組合（現在は、B組合）に勤務していた。当時一緒に勤務していた同僚は、農林漁業団体職員共済組合に係る被保険者記録が有る。私の記録が無いことに納得できないので、申立期間を同共済組合の組合員期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は正職員であった旨を主張しているところ、農林漁業団体職員共済組合から提出された資格関係データプリントにおいて、申立期間当時、農林漁業団体職員共済組合の組合員であったことが確認できる者を含む3人の同僚はいずれも、「申立人は、臨時職員であったと思う。」と供述している上、B組合は、「当時の従業員は正職員だけではなく、様々な採用区分があった。臨時職員やパート、季節的業務や短期間勤務の場合は、共済組合に加入させていないことがある。保存期限の経過等により申立期間当時の関係書類が無いため詳細は不明であるが、申立人が正職員であったならば、農林漁業団体職員共済組合への加入手続が行われているはずであり、当時の同僚等も申立人を記憶しているはずであるが、組合員記録も無く、当時の同僚等も申立人を記憶していないことから、申立人は、有期雇用の臨時職員であったと考えられる。」と回答していることから、A組合は、当時、必ずしもすべての従業員までは農林漁業団体職員共済組合に加入させていない状況がうかがえる。

また、申立人は、C学校を卒業した後、A組合に採用された者ではない旨を供述しているところ、農林漁業団体職員共済組合から提出された資格関係データプリントから、C学校を卒業した後にA組合に採用されたとしている同僚二人は、いずれも採用されたと供述する時期と農林漁業団体職員共済の組合員資格の取得日が一致していることが確認できる一方、C学校の卒業者ではなかったとする複数の同僚については、いずれも臨時職員として採用され、一定期間経過後に身分

が正職員となった旨を供述している上、農林漁業団体職員共済組合から提出された資格関係データプリントから、当該複数の同僚が採用されたと供述する時期と農林漁業団体職員共済の組合員資格の取得日が一致していないことが確認できることから、申立期間当時、A組合は、農林漁業団体職員共済組合に加入させた場合であっても、必ずしも採用（入組）と同時に農林漁業団体職員共済組合に加入させていない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において農林漁業団体職員共済組合に係る掛金を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、掛金の控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 481 (事案 428 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から同年10月頃まで
② 昭和25年10月頃から同年12月25日まで
③ 昭和26年4月24日から同年8月8日まで
④ 昭和26年8月9日から同年10月1日まで
⑤ 昭和28年4月頃から同年11月頃まで
⑥ 昭和28年11月頃から同年12月頃まで

昭和 25 年 4 月頃から 38 年 12 月までの期間において、A社の各出張所(申立期間①及び⑥はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所)において、G職としてH業務に従事していた。

全ての申立期間について、当時の複数の同僚が私の勤務実態について供述している上、備忘録、同僚等と一緒に撮影した集合写真及び、A社などが私の実家宛てに送付した郵便物を保管しており、同社の各出張所で勤務していたことは間違いない。

今回の再申立てに当たり、昭和 25 年の夏(申立期間①当時)にA社B出張所の社員旅行で撮影した集合写真、及び撮影時期や撮影場所は不明であるが、作業場所を撮影した写真を提出する。

また、申立期間①及び⑥において勤務していたA社B出張所は、特に同社本社とのつながりの深い現地出張所であったため、同社B出張所に勤務していた従業員は、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。

全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

全ての申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び⑥に係るA社B出張所は、昭和 25 年 11 月 26 日から 26 年 6 月 1 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間②から⑤までの期間に係るA社の各出張所は、当該期間当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業

所でなかったことが確認できること、ii) 申立期間③当時において、A社D出張所で撮影されたとする集合写真に写っており、氏名が特定できた同僚18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、残る15人は、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社の各出張所の現場従業員は、各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が、同郷出身で一緒に班に所属し、同社の各出張所において一緒に移動していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、前述の同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できないことなどから、全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえること、iv) A社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないことなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が提出した昭和25年の夏にA社B出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社B出張所に勤務していたことは推認できる一方、当該写真から、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない上、申立人が新たに提出した、当該写真以外の写真については、撮影時期及び撮影場所も特定できない。

また、申立人は、「申立期間①及び⑥当時、A社B出張所は、特に同社本社とのつながりの深い現地出張所であり、同社B出張所に勤務していた従業員は、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」と新たに主張しているところ、申立人及び申立人と同様に、A社の各出張所において勤務していたと供述している同僚は、「当時、出張所ごとに会計担当者がいた。」と供述している上、前述の同僚とは別の同僚は、「私や申立人は、現地採用の従業員としてA社に入社しており、厚生年金保険には現地ごとに加入していた。」と供述しているところ、同社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は無く、また、当該同僚が供述する勤務期間のうち、複数の勤務期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから、全ての申立期間当時、同社の各出張所における労務管理は出張所ごとに行われており、厚生年金保険の加入手続等も、出張所ごとに行われていたことがうかがえる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで
昭和 26 年 8 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで A 事業所に継続して勤務した。
その間給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間の前後において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿から、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 26 年 8 月 1 日であることが確認できるところ、前述の被保険者名簿において、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 6 人（申立人を含む。）全員が申立期間の始期である同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者はいなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿から、A 事業所は、申立期間の終期である昭和 31 年 5 月 1 日に、当初とは別の事業所整理記号により厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、A 事業所において、昭和 26 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 6 人のうち 3 人は、申立期間の大半の期間において、申立てに係る事業所の事業主が経営する別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が有ることが確認できる。

加えて、A 事業所の事業主は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、当時の事業主であった先代の社長も故人となっている上、古くから当社に在籍している従業員に確認したが、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況は不明である。当社は、私が家業を継いだ昭和 31 年 5 月から厚生年金保険に加入したと記憶しており、申立期間当時は厚生年金保険料を従業員の

給与から控除していなかったと思う。」と供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和26年8月1日から同年10月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者5人のうち4人は故人又は所在不明となっており、連絡先が確認できた一人からも申立人の保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間直後の昭和31年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している8人の被保険者のうち6人は故人又は所在不明であり、回答のあった一人も、「申立人のことは記憶しているが、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除等については、分からない。」と供述している上、残る一人からも供述を得ることができないことから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の状況等について、関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、前述の、申立てに係る事業所の事業主が経営する別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無い。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 11 月 30 日まで

申立期間当時のA社に係る標準報酬月額は、社会保険庁（当時）の記録では、平成11年3月10日付けで、10年7月1日に遡って、50万円から15万円に変更されている。当該変更手続を当時代表取締役であった私は承諾していない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録に納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間のうち、平成10年7月から11年2月までの標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、同年3月10日付けで、申立期間の始期である10年7月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認でき、同日からA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる11年11月30日までの期間における申立人の標準報酬月額が15万円と記録されていることも確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述から、申立人は、当該標準報酬月額の変更届が提出された当時のA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「A社の経理関係及び社会保険関係の事務手続は、代表取締役であった申立人が行っていた。」と供述している上、同社の社会保険関係事務を受託していたとする社会保険労務士は、「申立人に係る平成10年7月から11年2月までの標準報酬月額が11年3月10日付けで10年7月に遡って変更されていた事実については、申立人に係る標準報酬月額の11年10月1日付けの定時決定の際に初めて申立人から知らされた。標準報酬月額の変更届を提出する際には、事業主による賃金台帳等の資料の確認や、会社印の押印等が必要であり、事業主の同意を得ることなく、社会保険労務士が無断で届出を行うことはあり得ない。」と供述しているところ、当該社会保険労務士

の事務所が保管する「労働者名簿・社会保険兼用被保険者台帳」に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変更（50万円から15万円への変更）の届出について、申立人が自身で手続を行った旨が記載されていることが確認できることなどから、申立人は、A社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、仮に、申立人は、申立てのとおり、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。